

令和 5年6月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之 殿

員弁郡東員町城山一丁目23-1

医療法人のじり内科消化器内科

理事長 野尻秋彦 ([REDACTED])

電話 0594(76) 5005

決 算 届

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日 期の決算を終了
したので、医療法第52条第1項の規定により、届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年 4月1日 至 令和 5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人のじり内科消化器内科
- ①☐財団 ■☒社団 (☐出資持分なし ■☒出資持分あり)
- ②☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
☐出資額限度法人 ■☒その他
- ③☐基金制度採用 ■☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県員弁郡東員町城山一丁目23-1
- (3) 設立認可年月日 平成 3年7月15日
- (4) 設立登記年月日 平成 3年7月29日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開設場所
診 療 所	のじり内科消化器内科	三重県員弁郡東員町城山一丁目23-1

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は、同意した事項

令和 4年 5月30日	令和 3年度決算承認
令和 5年 3月25日	令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) その他

特記事項なし

法 人 名 医 療 法 人 の じ り 内 科 消 化 器 内 科

所 在 地 三 重 県 員 弁 郡 東 員 町 城 山 一 丁 目 2 3 - 1

財 産 目 録

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	166,223 千円
2. 負 債 額	6,443 千円
3. 純 資 産 額	159,780 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,054
B 固 定 資 産	115,169
C 資 産 合 計 (A + B)	166,223
D 負 債 合 計	6,443
E 純 資 産 (C - D)	159,780

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

法 人 名 医 療 法 人 の じ り 内 科 消 化 器 内 科

所 在 地 三 重 県 員 弁 郡 東 員 町 城 山 一 丁 目 2 3 - 1

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	51,054	I 流 動 負 債	6,443
II 固 定 資 産	115,169	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	23,930		
2 無 形 固 定 資 産	745		
3 その他の投資	90,494	負 債 合 計	6,443
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	34,353
		II 利 益 剰 余 金	125,427
		純 資 産 合 計	159,780
資 産 合 計	166,223	負債・純資産合計	166,223

法 人 名 医 療 法 人 の じ り 内 科 消 化 器 内 科

所 在 地 三 重 県 員 弁 郡 東 員 町 城 山 一 丁 目 2 3 - 1

損 益 計 算 書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	63,073
2 事 業 費 用	53,861
本 来 業 務 事 業 利 益	9,212
事 業 利 益	9,212
II 事 業 外 収 益	3,072
III 事 業 外 費 用	0
経 常 利 益	12,284
IV 特 別 利 益	16
V 特 別 損 失	15,000
税 引 前 当 期 純 利 益	-2,700
法 人 税 等	185
当 期 純 利 益	-2,885

監 事 監 査 報 告 書

医 療 法 人 の じ り 内 科 消 化 器 内 科

理 事 長 野 尻 秋 彦 殿

私は、医療法人のじり内科消化器内科の令和 4 会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 23 日

医 療 法 人 の じ り 内 科 消 化 器 内 科

監 事 藤 川 博 幸